

## 社会福祉法人 梅の里 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 梅の里の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

### (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

### (理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長（理事長の職務を代理した職務執行理事を含む。以下「理事長等」という。）及び職務執行理事並びに理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

2 評議員及び職務執行理事並びに理事が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて理事会が開催されたときは、職務執行理事並びに理事の出席報酬は第1項の規定に基づくものとする。

### (役員及び評議員の運営業務報酬等)

第4条 施設の職員を兼務する理事長等及び職務執行理事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、報酬は支払うことができない。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、社会福祉法人 梅の里 就業規則第3条に掲げる別表第1中 二 個別契約職員 ア 契約職員 特定の専門的業務に従事する者の規定を準用して報酬を支払うことができる。

3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、社会福祉法人 梅の里 就業規則第3条に掲げる別表第1中 二 個別契約職員 ア 契約職員 特定の専門的業務に従事する者の規定を準用して報酬を支払うものとする。

4 交通費は、社会福祉法人 役員・評議員旅費規程第5条に基づき算出して支払うものとする。

### (監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の

報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、社会福祉法人 梅の里 就業規則第3条に掲げる別表第1中 二個別契約職員 ア 契約職員 特定の専門的業務に従事する者の規定を準用して報酬を支払うことができる。

3 交通費は、社会福祉法人 役員・評議員旅費規程第5条に基づき算出して支払うものとする。

（苦情対応第三者委員の勤務報酬等）

第6条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬費はこれを支払わないものとする。

2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、社会福祉法人 梅の里 就業規則第3条に掲げる別表第1中 二個別契約職員 ア 契約職員 特定の専門的業務に従事する者の規定を準用して報酬を支払うことができる。

3 交通費は、社会福祉法人 役員・評議員旅費規程第5条に基づき算出して支払うものとする。

（評議員選任・解任委員の報酬等）

第7条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

2 交通費は、社会福祉法人 役員・評議員旅費規程第5条に基づき算出して支払うものとする。

（出張旅費）

第8条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、社会福祉法人 役員・評議員旅費規程第5条に基づき算出して支払うものとする。

（兼務役員）

第9条 施設の職員を兼務する役員及び評議員選任・解任委員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(改正)

第10条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、改正定款(平成28年度)に伴う新体制の役員等に適用する。

役員等報酬 別表第1 (日額)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	10,000円	円
評議委員会出席報酬等	10,000円	円
苦情対応第三者委員会出席報酬等	10,000円	円
評議員選任・解任委員会出席報酬等	10,000円	円